

政令第二百六十七号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一六の項を次のように改める。

一六	関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、經濟産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（
	輸出貿易	管理令別
	表第三に	掲げる地
	域を除く	

(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同号イ中「、第四号」を削り、「
、第三号及び第四号」を「及び同号」に改め、同項第三号中「一六の項(二)」を「一六の項」に改め、
同号ハ中「及び次号」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、同号を同
項第四号とする。

別表第一の一の項に次のように加える。

(十七) 軍用人工衛星又はその部分品

別表第一の二の項(三十五)の次に次のように加える。

(三十五の二) スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、
ベローズシールを用いたもの(三十五)及び三の項の中欄に掲げるもの
を除く。)

別表第一の三の二の項（二）5の次に次のように加える。

5の2 噴霧乾燥器

別表第一の四の項（二十四）中「風洞」を「空気力学試験装置」に改める。

別表第一の六の項（二）中「又はその部分品」を削る。

別表第一の九の項（五の三）中「通信妨害装置」を「無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置」に、「その」を「これらの」に改め、同項（五の五）を削り、同項（六）中「（五の五）」を「（五の四）」に、「試験装置若しくは修理用の装置」を「若しくは試験装置」に改める。

別表第一の一五の項（四の二）中「又は」を「若しくは」に改め、「無線送信装置」の下に「又はその附属装置」を加える。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五	全地域（別表第三
----	--	----------

	類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	
		に掲げる 地域を除 く。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年十月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際的な平和及び安全の維持のため、軍用人工衛星等について、経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。